**2019年度　まち・ひときらめく☆よかまち創造事業**

**補助金募集要項**

****

**１　補助金について**

市民活動団体が自ら企画立案し、実施する公益性の高い事業または団体の自立・発展に効果的な事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものです。

**２　補助対象団体**

補助金の対象となる団体等は次の要件を全て満たす必要があります。

(１)　市内に市民活動の拠点を置き、主に市内で活動を行っていること

(２)　構成員が３人以上であること

(３)　定款、規則、会則及びその他の定めにより、団体として運営上の規律が確立されていること

(４)　市税等の滞納がないこと

(５)　年間の活動計画を有し、事業に係る収支が明らかであること

(６)　政治活動及び宗教活動を目的とした団体でないこと

(７)　 団体が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団でないこと、構成員が同条第６号に規定する暴力団員でないこと又は団体若しくは構成員が同条第２号に規定する暴力団と密接な関係を有していないこと若しくは同条第６号に規定する暴力団員と密接な関係を有していないこと。

**３　補助金の種類等**

補助金の種類は、「出来立てコース」と「熟成コース」の２種類になります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **補助金の種類** | **出来立てコース** | **熟成コース** |
| 補助対象事業 | ①事業を開始して４年目以下の事業  ②今年度中に実施する事業  ③国、県及び市などから他に補助金を受けていない事業 | ①事業を開始して５年目以上の事業  ②今年度中に実施する事業  ③国、県及び市などから他に補助金を受けていない事業 |
| 補助金額 | 最大30万円  ※補助金の額に1,000円未満の端数があるときには、その額を切り捨てるものとする。 | 最大10万円  ※補助金の額に1,000円未満の端数があるときには、その額を切り捨てるものとする。 |
| 補助回数 | 最大３回まで  ※過去に市民発！にぎわい創出事業の補助金の交付を１回受けたことがある事業については、交付回数の限度は１回です。また、２回以上受けたことがある事業については、本コースを利用できません。 | 最大３回まで  ※申請は隔年ごとに可能になります。 |
| 補助率 | １回目：8/10以内  ２回目：6/10以内  ３回目：4/10以内 | ３回全て10/10以内 |

※　応募多数の場合は、予算内で補助金額の調整がありますのでご留意ください。

**４　補助対象経費**

|  |  |
| --- | --- |
| **項目** | **経費の種類** |
| １　報償費 | 講師、専門家等への報償及び謝礼（補助対象団体の会員に対する謝金は除く。） |
| ２　旅費 | 旅費及び交通費（日当、グリーン料金等は除く。） |
| ３　印刷製本費 | ポスター、チラシ、プログラム、会議資料、報告書等作成のための印刷製本費 |
| ４　消耗品費 | 材料、事務用品、用紙等の消耗品費 |
| ５　食糧費 | 会議等のお茶代、講師、運営スタッフの弁当等の食糧費（最低限度のものに限る。） |
| ６　通信運搬費 | 文書等の郵送、電話等の通信運搬費 |
| ７　保険料 | 参加者、指導者及び講師が加入する損害賠償保険料等（火災、地震等の家屋に係るものは除く。） |
| ８　委託料 | 専門知識、技術等を要する業務を外部に委託した費用 |
| ９　使用料及び賃借料 | 事業を実施するための会場使用料、車両、機器等の借上料等（家賃を除く。） |
| 10　備品購入費 | 事業実施に当たり、必要不可欠と認められる備品購入費 |
| 11　その他 | その他事業の実施に必要であると市長が認める経費 |

備考　まち・ひときらめく☆よかまち創造事業補助金の交付決定以降に生じた金額に限る。

**５　応募方法**

下記の応募書類一式を直接提出又は郵送してください。

（１）事業提案書（様式第１号）

（２）事業計画書（別紙１）

（３）収支予算書（別紙２）

（４）団体名簿（別紙３）

（５）団体規約

（６）市税完納証明書（役員全員分）

（７）事業を開始して５年目以上であることを証することができるもの（熟成コース応募団体に限る。）

　※様式は串間市公式サイトからダウンロードしていただくか、くしま市民活動交流センター（パナップ）、串間市総合政策課にてお受け取りください。

**６　書類提出先**

〒888-0001　串間市大字西方5721-1

くしま市民活動交流センター（パナップ）

　●市が設置している市民活動支援のための機関です。応募書類の受付・指導のほか、書類の作成支援や企画への助言も行っていますので、お気軽にご相談ください。

**７　審査**

審査方法は応募コースごとに異なります。

（１）出来立てコース

　 　 まち・ひときらめく☆よかまち創造事業審査会（以下「審査会」という。）にて書面審査及び事業提案者によるプレゼンテーションで審査し、予算の範囲内で採択・不採択を決定します。

　　 プレゼンテーションの時間は応募件数に応じて決定します。プレゼンテーションの後は審査会委員による質疑応答時間を設け、適宜、事業提案者から聞き取りを行います。

なお、採択にあたり必要があると認められるときは追加資料を求める場合があります。

（２）熟成コース

　 　 総合政策課にて、補助団体として適切か、市が補助する事業として内容が適切かを書面審査し、予算の範囲内で採択・不採択を決定します。

　　 なお、採択にあたり必要があると認められるときは追加資料を求める場合があります。

**８　採択**

（１）採択の決定

　　　各審査員の評価点数の平均が満点の50％以上のもののうち、点数の高いものから採択します。

（２）審査結果

　　　審査結果は採択・不採択に関わらず決まり次第、速やかに事業提案団体に通知します。

**９　審査基準**

審査基準は応募コースごとに異なります。

（１）出来立てコース

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **№** | **評価項目** | **判断基準** | **配点** |
| 1 | 公益性 | 事業目的が不特定多数の者の利益又は地域の利益につながる活動であるか。 | 10 |
| 2 | 地域性 | 地域の実情にあったものであり、地域性が感じられるか。 | 5 |
| 3 | 必要性 | 事業活動の目的・視点・内容などが明示され、地域課題や市民のニーズに沿ったものであるか。 | 10 |
| 4 | 自立性 | 自主財源の確保に努め、参加費などの受益者負担は妥当であるか。 | 5 |
| 5 | 実現可能性 | 事業内容・予算規模・スケジュール・実施体制等が実現可能なものであるか。 | 10 |
| 6 | 継続性 | 活動が持続し、定着する可能性は高いか。 組織的に継続して活動ができる体制が整っているか。 | 5 |
| 7 | 先駆性・独創性 | 事業の発想や着眼点、先見性などから見て独創性や創造性が感じられるか。 | 5 |
| 8 | 効果 | 事業を実施することで具体的な効果や成果が期待できるか。 | 10 |
| 9 | その他 | 活動において、特に魅力を感じる部分があるか。 | 5 |

（２）熟成コース

　　　①市民活動団体の活動が継続・発展するための活動であること

　　　②経費が適切であること

　　　③活動において、特に魅力を感じる部分があること。

**10　スケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| **項目** | **日程** |
| ①募集開始 | 2019年４月５日（金） |
| ②募集締め切り | 2019年５月７日（火） |
| ③審査・結果通知 | 2019年５月下旬 |
| ④交付申請・決定通知 | 2019年５月下旬～６月上旬 |
| ⑤補助金請求 |
| ⑥補助金交付 | 2019年６月上旬～６月下旬 |
| ⑦実績報告 | 事業完了後30日又は2020年３月31日のいずれか早い期日まで |
| ⑧確定通知・精算 | 実績報告後概ね１週間後 |

**11　事業実施に係る注意事項等**

（１）　申請書の提出

　　　　　事業が採択となった団体については、下記の書類一式を提出してください。

①助金等交付申請書

②事業計画書（別紙１）

③収支予算書（別紙２）

　（２）　補助金の交付

　　　　　補助金は、交付決定後、概算払で支払います。

　（３）　報告書の提出

　　　　　事業終了後、下記の書類一式を提出して下さい。

　　　　　①補助事業実績報告書

　　　　　②事業実績書（別紙４）

　　　　　③収支決算書（別紙５）

　　　　　④活動状況のわかる写真

　（４）　補助金の確定

　　　　　提出していただいた実績報告書に基づき審査を行い、補助金額を確定します。

**12　問い合わせ先**

◎くしま市民活動交流センター（パナップ）**℡** ：0987-72-5123（FAX共通）

◎串間市役所　総合政策課　　　　　　　　**℡** ：0987-72-1111

**Mail**：cpromo@city.kushima.lg.jp